

正解

No. 1	No. 2	No. 3	No. 4	No. 5	No. 6	No. 7	No. 8	No. 9	No. 10
(3)	(5)	(2)	(4)	(4)	(5)	(5)	(5)	(4)	(3)
正解率	正解率	正解率	正解率	正解率	正解率	正解率	正解率	正解率	正解率
94%	66%	88%	98%	72%	33%	94%	94%	88%	72%

1 社会権

正解 (3)

- (1) 正しい。 枝文のとおり。なお、社会権が、国家に一定の施策を要求する権利という性格を帯びているのに対し、自由権は、国家からの自由をその本質としている。
- (2) 正しい。 枝文のとおり。判例は、「具体的権利としては、憲法の規定の趣旨を実現するために制定された生活保護法によって、はじめて与えられているというべきである。」と判示している（最大判昭42・5・24）。
- (3) 誤り。 憲法26条2項後段は、「義務教育は、これを無償とする。」と定められている。ここにいう「無償」の範囲につき、判例は、「無償とは授業料不徴収の意味と解するのが相当」としている（最大判昭39・2・26）。
- (4) 正しい。 枝文のとおり。
- (5) 正しい。 憲法28が定める労働基本権は、使用者に対する民事上の権利という側面を有しており、正当な争議行為は、解雇などの理由とすることはできない。

2 平等

正解 (5)

- (1) 正しい。 枝文のとおり。
- (2) 正しい。 枝文のとおり。
- (3) 正しい。 枝文のとおり。判例は、憲法14条1項後段の列举は単なる例示にすぎないと解している（最大判昭23・5・26）。
- (4) 正しい。 最大判平17・1・26。
- (5) 誤り。 判例は、旧「民法900条4号ただし書前段の規定は、遅くとも平成13年7月当時において、憲法14条1項に違反していた」とした（最大判平25・9・4）。

- 3 警職法 正解 (2)
- (1) 正しい。 具体的な犯罪の捜査としても、職務質問を行うことができる。例えば、指名手配中の被疑者によく似た者に対して行われる場合は、犯罪を特定した上でなされる職務質問といえる。
- (2) 誤り。 凶器とは、人を殺傷するに足りる性能を有する器具をいい、本来の性能が人を殺傷するに足りる性質上の凶器（けん銃、刀等）のほか、用法によっては人を殺傷することができる用法上の凶器（バット、鉄パイプ等）も含まれる。
- (3) 正しい。 枝文のとおり。
- (4) 正しい。 けん銃を構える行為は、相手方の意思を制圧し、心理的強制を加えるものであるから、許されない。
- (5) 正しい。 枝文のとおり。
- 4 警察法 正解 (4)
- (1) 正しい。 警察法 6 条 1 項、43 条 1 項。
- (2) 正しい。 警察法 38 条 5 項。
- (3) 正しい。 警察法 49 条 1 項。
- (4) 誤り。 警察署協議会は、警察署の管轄区域内における警察の事務の処理に関し、警察署長の諮問に応ずるとともに、警察署長に対して意見を述べる機関であるが、警察署長は、警察署協議会の意見に拘束されるものではない。
- (5) 正しい。 警察法 65 条。
- 5 共同正犯 正解 (4)
- (1) 正しい。 最判昭 23・12・14。
- (2) 正しい。 枝文のとおり。
- (3) 正しい。 枝文は、いわゆる共謀共同正犯を説明したものである。現場で実行行為に及んでいなくとも、共同正犯としての刑責を問うことはできる。
- (4) 誤り。 共同正犯が成立するためには、相互の意思の連絡が必要であり、片面的共同正犯は認められていない。したがって、当事者の一方が犯罪に加功することを知らなかった場合、共同正犯は成立しない。
- (5) 正しい。 枝文のとおり。
- 6 盗品等に関する罪 正解 (5)
- (1) 正しい。 枝文のとおり。

- (2) 正しい。 枝文のとおり。
- (3) 正しい。 有償譲受けといえるためには、単なる契約の成立だけでは足りず、盗品等の現実の引渡しが必要である。もっとも、代金の支払いまでは必要ない。
- (4) 正しい。 枝文のとおり。
- (5) 誤り。 配偶者との間又は直系血族、同居の親族若しくはこれらの者の配偶者との間で盗品等に関する罪を犯した者は、その刑が免除される（257条1項）。この規定の適用がある親族関係は、本犯と盗品等に関する罪を犯した者との間に認められることが必要である。

7 公務執行妨害罪 正解（5）

- (1) 正しい。 枝文のとおり。
- (2) 正しい。 最判昭 53・6・29。
- (3) 正しい。 枝文のとおり。
- (4) 正しい。 客観的にみて公務員の職務執行の妨害となる程度の暴行・脅迫でなければならぬが、それにより現実に職務の執行が妨害されたことは必要ではない（最判昭 25・10・20）。
- (5) 誤り。 判例は、「公務執行妨害罪の故意が成立するためには、行為者において公務員が職務行為の執行に当たっていることの認識があれば足り、具体的にいかなる内容の職務の執行中であるかまでを認識することを要しないものと解する……」としている（最判昭 53・6・29）。

8 自首 正解（5）

- (1) 正しい。 枝文のとおり。
- (2) 正しい。 枝文のとおり。
- (3) 正しい。 自首とは、犯罪が捜査機関に発覚する前に、犯人が自ら進んで自己の犯罪事実を捜査機関に申告し、その処分をゆだねる意思表示をいうから、枝文のような場合は、自首に当たらない。
- (4) 正しい。 枝文のとおり。
- (5) 誤り。 自首は、検察官又は司法警察員に対し、書面又は口頭で行わなければならない（刑訴法 245 条・241 条）。

9 自白法則・補強法則 正解（4）

- (1) 正しい。 枝文のとおり。
- (2) 正しい。 刑訴法 319 条 1 項。
- (3) 正しい。 枝文のとおり。

- (4) 誤り。 補強証拠は、自白から実質的に独立した証拠でなければならない (最判昭 25・7・12)。したがって、被告人の供述は、原則として補強証拠となり得ず、被告人が被疑者段階で行った自白を、公判廷における自白で補強することは許されない。
- (5) 正しい。 枝文のとおり (最判昭 33・5・28)。

10 伝聞証拠

正解 (3)

- (1) 正しい。 枝文のとおり。
- (2) 正しい。 写真それ自体の存在及び内容が要証事実となる場合、非伝聞証拠である。したがって、枝文のような場合、伝聞法則の適用は受けない。
- (3) 誤り。 被告人の供述書には、署名・押印は要件とされていない (刑訴法 322 条 1 項)。
- (4) 正しい。 枝文のとおり。
- (5) 正しい。 刑訴法 326 条 1 項。